

よくあるご質問

健幸すまいリフォーム助成事業のよくある質問についてまとめたものです。

事業を活用する際にご確認いただき、申請の参考としてください。

Q1. この事業の補助金と、市の他の補助金等を両方同時に受けることができますか？

本事業による補助金と、市の他の補助金等を同一の工事箇所に重複して受けることはできません。

ただし、重複しない異なる箇所の工事に対して、複数の補助金を組み合わせて受給することは可能です。

なお、申請者及びその世帯員が「高齢者向け住宅リフォーム助成事業」の助成対象となる世帯の要件に該当する場合は、本事業による補助金を受けることができません。

例1（併給可能な例）

① 浴室改修工事:障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用

② トイレ改修工事:本事業の補助金を活用

⇒異なる工事(費用)について、複数の補助金を組み合わせて受給することができます。(同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用(範囲)が明確に区分されていれば併給可能です。)

例2（併給不可能な例）

① 浴室の手すり:介護保険を活用

② 浴室の段差解消:本事業の補助金を活用

⇒同一の工事費用(箇所)について、重複して補助金を受けることはできません。

Q2. すでに改修済み又は改修工事中である場合は補助の対象になりますか？

補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象となりますので、すでに改修済みあるいは改修工事中のもの(すでに着手しているもの)は対象となりません。

なお、対象工事以外のリフォーム工事については着手していても構いません。

Q3. 建売住宅は補助の対象になりますか？

補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、新築の建売住宅は補助の対象となりません。

ただし、新築の建売住宅を購入・居住後にリフォーム工事を行う場合は、補助の対象となります。

Q4. 申請は郵送でも提出できますか？

補助申請については、先着順での受付となるため、郵送での提出は認められません。必ず住環境政策課窓口(市役所ふるまち庁舎6階)に直接お持ちください。実績報告についても郵送での提出は認められませんのでご注意ください。

なお、窓口を持参いただく方は申請者本人(同居する家族を含む。)又は申請者から委任を受けた者である必要があります。

Q5. 申請者が自ら資材を購入し、かつ自ら設置・改修などの工事を行う場合は補助の対象になりますか？

補助の対象となりません。

本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人又は市内の個人事業主(工事見積書の内訳証明書及び領収書で市内の住所が確認できるものに限りです。)へ発注することが要件となります。

そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。(本人が代表を務める法人へ発注する場合や、本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。)

Q6. リフォーム工事において、資材は自ら購入し、設置・改修(施工)を市内の工事業者に発注する場合は補助の対象になりますか？

設置・改修の施工費はプラス工事の対象となりますが、資材の購入費は補助の対象となりません。

本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人や市内の個人事業主へ発注するリフォーム工事(資材の購入と施工)が補助の対象となりますので、自ら購入する場合の購入費は補助の対象となりません。

なお、基本工事においては、一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注することが条件となります。例えば、手すり設置工事で、資材を自ら購入し、施工をA業者へ発注する場合は、基本工事の対象となりません。(施工費のみがプラス工事の対象となります。)

Q7. リフォーム工事において、資材の購入のみ(設置・改修は自ら行う)の場合は補助の対象になりますか？

資材の購入のみでは補助の対象となりません。

本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人や市内の個人事業主へ発注するリフォーム工事(資材の購入と施工)が補助の対象となりますので、工事であること(施工が含まれること)が補助の要件となります。

Q8. リフォーム工事において、基本工事はA業者、プラス工事はB業者(いずれも市内の工事業者)に発注するなど、複数の工事業者に発注することはできますか？

可能です。

複数の工事業者に工事を別々に発注する場合は、いずれもが市内に本社、本店、支店、営業所がある法人又は市内の個人事業主(工事見積書の内訳証明書及び領収書がそれぞれ必要で、それらの書類において市内の住所が確認できるものに限りです。)へ発注する工事の全てが補助の対象となります。

また、補助対象経費は、それぞれの工事業者が行う工事の補助対象経費の合計額で算定します。

Q9. 市で工事業者の紹介・あっ旋をしてくれませんか？

市で工事業者を紹介・あっ旋することはできません。

Q10. 基本工事となるその他のバリアフリーリフォーム工事とは、どのような工事ですか？

対象工事としてあらかじめ指定された「手すりの設置」「段差の解消、スロープの設置」「床のノンスリップ化」「通路・開口部の拡幅、建具改修」「設備機器のバリアフリー化」以外のバリアフリーリフォーム工事で、居住する者の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子ども若しくは妊娠している者がいるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために特別な理由があると市長が認めるものです。

ただし、その工事内容が補助対象外となるものである場合や、固定されていない移動可能なものである場合などは、補助の対象とはなりません。(Q24.補助対象内外一覧を参照)

Q11. どのような工事がプラス工事になりますか？

住環境等の維持・向上のための住宅リフォーム工事であれば、プラス工事となります。

ただし、その工事内容が補助対象外となるものであった場合や、固定されていない移動可能なものであった場合、住宅以外の部分(外構・植栽・別棟倉庫など)のものだった場合などは補助の対象となりません。(Q24.補助対象内外一覧を参照)

Q12. 基本工事の工事費の最低額や基本工事とプラス工事の費用の割合などの要件はありますか？

ありません。

基本工事費用が少額であった場合や、基本工事費用よりもプラス工事費用の方が高かったとしても、他の補助要件を満足していれば、補助の対象となります。

- 例 ①基本工事費 : 70万円
- ②プラス工事費 : 90万円
- ③補助対象外工事費 : 40万円
- ④消費税・地方消費税相当額 : 20万円 (税率10%)
- 総額 220万円

→補助対象経費は①+②の160万円となり、補助の対象となります。

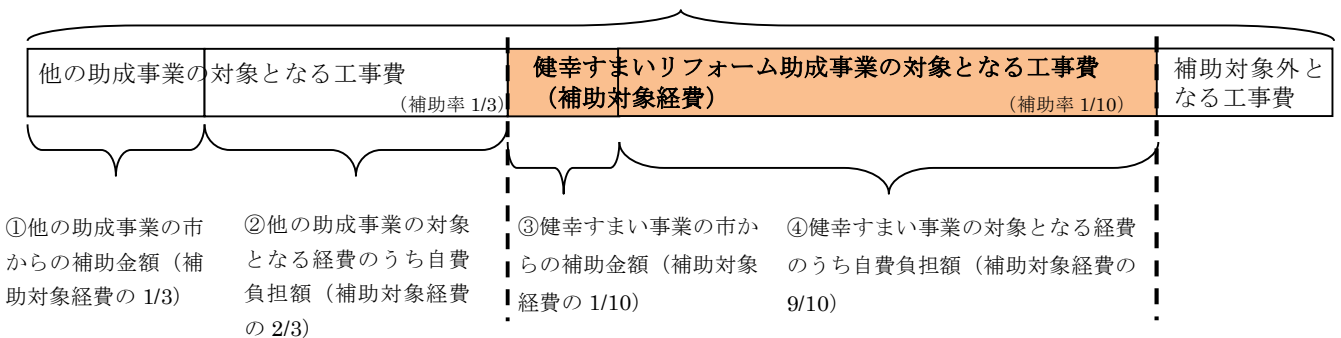
Q13. 「基本工事及びプラス工事の補助対象経費10万円以上の工事」とは、どのような意味ですか？

実施する基本工事及びプラス工事の工事費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の合計が10万円以上であるものをいいます。補助対象外となる経費は含まれませんのでご注意ください。

	例1→補助対象工事となります		例2→補助対象工事となりません	
	補助対象内	補助対象外	補助対象内	補助対象外
①基本工事費	70万円		1万円	
②プラス工事費	90万円		5万円	
③補助対象外工事費		40万円		194万円
④消費税・地方消費税相当額		20万円		20万円
合計	160万円(>10万円)	60万円	6万円(<10万円)	214万円
	(工事費総額:220万円)		(工事費総額:220万円)	

Q14. 『補助対象経費』とはどのようなものですか？

『補助対象経費』とは、基本工事及びプラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額をいいます。補助の対象外となる工事費は含まれませんのでご注意ください。なお、市の他の助成事業を併給する場合の補助対象経費の算定方法（例）は下記のようになります。（他の助成事業の補助率が1/3とした場合の例です）
全体工事費



※（他の助成事業の補助金額だけでなく、）他の助成事業の対象となる工事費の全てが、本事業の補助対象経費から除かれる（補助対象外となる）のでご注意ください。

Q15. 基本工事2種類以上とはどういう意味ですか？

①バリアフリーリフォーム、②子育て対応リフォーム、③温熱環境改善リフォームの基本工事3種類の中から2種類以上に該当する工事を指します。

例1)浴室のユニットバス化に伴い、「手すりの設置」と「浴室暖房機の新設」

- ①バリアフリーリフォーム:手すり設置
- ②子育て対応リフォーム:該当なし
- ③温熱環境改善リフォーム:浴室暖房機 ①、③に該当するため補助上限額10万円

例2)浴室のユニットバス化に伴い、「手すりの設置」と「脱衣室の段差解消」

- ①バリアフリーリフォーム:手すり設置、段差解消
- ②子育て対応リフォーム:該当なし
- ③温熱環境改善リフォーム:該当なし ①しか該当しないため補助上限額5万円

Q16. 交付決定を受けた後に工事内容が変更となった場合はどうすればいいのですか？

変更の手続き等は必要ありません。

ただし、工事完了後に行う実績報告の際に、変更の内容が確認できる書類（工事見積書の内訳証明書、基本工事・プラス工事の仕様書など）を提出する必要があります。なお、工事費（補助対象経費）が減額となった場合、補助金額は減額となりますが、工事費（補助対象経費）が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。（交付決定額が補助金確定額の上限となります。）

Q17. リフォーム工事の標準価格のようなものは市にありますか？

ありません。

工事を行う住宅の状況、敷地条件、施工時期、工事業者、材料の仕様や施工方法などによって工事費（単価）が大きく変わってきますので、工業者に希望する工事の内容や箇所を伝え、見積をもらってください。

Q18. リフォーム工事の工事費用や工事内容を相談できる窓口はありますか？

市では個別の工事費用や工事内容についての相談をお受けすることはできません。

下記で工事見積書などの無料点検・無料相談を行っております。



住まいるダイヤル 0570-016-100(公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

※相談は無料ですが、
通話料がかかります

Q19. 『子育て世帯』とはどのようなものですか？

子育て世帯とは、申請者の世帯に「中学生以下の子ども」又は「妊娠している方」がいる世帯をいいます。子どもが複数いる場合、一人でも「中学生以下の子ども」がいれば該当します。なお、子どもがいても高校生以上の場合、子育て世帯に該当しないのでご注意ください。

Q20. 『高齢者世帯』とはどのようなものですか？

高齢者世帯とは、申請者の世帯に「補助金交付申請時点において60歳以上の方」がいる世帯をいいます。

Q21. 『一般世帯』とはどのようなものですか？

子育て世帯及び高齢者世帯以外の世帯です。

Q22. 「高齢者向け住宅リフォーム助成事業」の助成対象となる世帯とはどのようなものですか？

「高齢者向け住宅リフォーム助成事業の助成対象となる世帯」とは、65歳以上で、介護保険法の要介護または要支援の認定を受けた方がいる世帯で、世帯員全員の前年の収入合計が600万円未満の世帯をいいます。

「高齢者向け住宅リフォーム助成事業の助成対象となる世帯」に該当する場合は、本事業による補助金を受けることができませんのでご注意ください。

なお、65歳以上で介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方がいる世帯であっても世帯員全員の前年の収入合計が600万円以上であれば、本事業による補助金を受給することは可能です。

※「高齢者向け住宅リフォーム助成事業」については、各区役所の健康福祉課までお問い合わせください。

Q23. 『独立型二世帯住宅』とはどのようなものですか？

『独立型二世帯住宅』とは、独立した住戸の数が2戸の長屋形式の住宅に、子育て世帯(Q19参照)とその親世帯が居住しているものをいいます(下図参照)。長屋であれば、通常は住戸内の工事のみが補助対象となりますが、『独立型二世帯住宅』は、住宅外部の工事の一部補助対象となるなど条件が緩和されます。

なお、建物内部で行き来ができる場合やそれぞれの住戸が独立していても、そこに居住している世帯が条件に該当しない場合は、独立型二世帯住宅に該当しないのでご注意ください。



Q24. 申請時は工事を行う住宅と別の場所に居住しており、工事完了後に転居する予定である。

世帯種別を子育て世帯として申請しているが、子どもの学校の卒業式が3月下旬の予定のため、それまで前の学校に通って卒業させたいが、どうしたらよいですか？

原則、実績報告時に「申請者が工事を行った住宅に居住していること」「世帯要件に適合していること」を要件としています。そのため、工事後に転居を予定されていた方は、工事を行った住宅に子どもを含めて転居をしたうえで、2021年3月15日(月)までに実績報告書を提出していただく必要があります。

なお、新潟市の小学校・中学校においては、転居後も学年末・卒業までの間は前の学校に就学する(=前の学校で卒業する)ことができる「学区外就学」制度もあります。希望される方は、新潟市ホームページより詳細をご確認いただき、必要な手続きをとってください。(市外から新潟市へ転入される方で、前住所地の学校への就学を希望される場合は、前住所地の教育委員会までお問い合わせください。 ※やむを得ない場合のみ別途住環境政策課までご相談ください。)

転校の手続き

http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/sho_chu_school/tennyu/tenko.html

通学の特例について(学区外就学・区域外就学の認可)

http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/sho_chu_school/tennyu/gakukijyun.html

学区外就学の問い合わせ先(現在、新潟市の小・中学校に通学されている場合のみ)

担当窓口	所在地	電話番号
北区教育支援センター	北区葛塚 3197 番地 (北区役所 3 階)	025-387-1525
東区教育支援センター	東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号 (東区役所 1 階)	025-250-2180
中央区教育支援センター	中央区西堀通 6 番町 866 番地 (NEXT21 5 階)	025-223-7026
江南区教育支援センター	江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号 (江南区役所 2 階)	025-382-4903
秋葉区教育支援センター	秋葉区程島 2009 番地 (秋葉区役所 3 階)	0250-25-5500
南区教育支援センター	南区白根 1235 番地 (南区役所 3 階)	025-372-6635
西区教育支援センター	西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号 (西区役所 4 階)	025-264-7530
西蒲区教育支援センター	西蒲区巻甲 2690 番地 1 (西蒲区役所 A 棟 2 階)	0256-72-8560

※受付時間:月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分(休日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

Q25. 補助の対象となる工事、補助の対象とならない工事を教えてください。

○:対象となる工事

△:条件を満たせば対象となる工事

×:対象とならない工事

対象	工事の内容	備考
○	バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、スロープ設置等)	市の他の助成制度を受けている工事部分を除く。(障がい者向け住宅リフォーム助成等)
○	子ども部屋の増築	
○	子ども部屋の改修	
○	子どもの事故防止工事	子どもが当事者となる事故の防止又は被害の軽減を図ることが主たる目的の工事であること。 (例:チャイルドフェンスの新設、落下防止手すりの新設など)
○	屋根の葺き替え、塗装など	
○	外壁の張り替え、塗装など	
○	間取りの変更、間仕切り壁の変更など	
○	内装(床・壁・天井など)の張り替え、塗装など	
○	畳の取替え(表替え含む。)	
○	外部建具改修(窓・ガラス・玄関ドア・勝手口の交換など)	断熱性能が確保できるものは基本工事、それ以外はプラス工事。
○	屋内のドア・建具の交換など	
○	浴室、台所、便所等の水廻り改修	市の他の助成制度を受けている工事部分を除く。
○	給湯器の設置・改修	
○	給排水・ガス・電気の配管配線工事	
△	居住部分の一部増築、一部改築、一部減築	既存住宅の床面積の過半を超えない範囲のものは補助対象。 過半を超えるものは補助対象外。
△	車庫・物置の増築・設置・改修	既存住宅と同一棟の場合は、補助対象。 既存住宅と別棟の場合は、補助対象外。
○	耐震補強・改修工事	市の他の助成制度を受けている工事部分を除く。(耐震リフォーム事業等)
×	車庫、物置、倉庫等の別棟の付属屋	
×	店舗、工場、事務所等の改修	住宅部分以外の工事は補助対象外。
×	下水道接続、合併処理浄化槽設置、雨水浸透ます設置、雨水タンク設置工事など	左記の工事は補助対象外。
×	太陽光発電システム、家庭用燃料電池、ペレットストーブ	左記の工事は補助対象外。
×	植樹、剪定等の植栽工事	植栽工事は補助対象外。
△	アプローチ等の外構工事	基本工事の要件に該当するバリアフリー改修は、補助対象。 それ以外は補助対象外。
×	ハウスクリーニング、排水管清掃など	左記のものは補助対象外。
△	シロアリ防除・駆除など	シロアリ防除工事は補助対象。 シロアリ駆除は補助対象外。
△	電話、インターネット、TVアンテナの設置など	電話・通信・通信設備は補助対象外。 インターホン設置等住宅内の工事に係るものは補助対象。
×	照明器具	照明器具は補助対象外。
×	カーテン・ブラインド等の取替え・新設など	備品は補助対象外。
×	冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの電化製品	基本工事の対象となるもの以外の電化製品は補助対象外。
×	石油ストーブ、ガスストーブなどの暖房器具	備品は補助対象外。ただし、基本工事の対象となる暖房機器は補助対象。
×	家具	備品は補助対象外。

Q26. 温熱環境改善リフォーム工事の「浴室又は脱衣室の暖房機器の設置工事」について、補助対象となる暖房機器の設置工事とはどのようなものですか？

「浴室又は脱衣室の暖房機器の設置工事」で補助対象となる暖房機器の設置工事とは、浴室又は脱衣室に新たに固定式の暖房機器を設置する工事をいいます。

なお、暖房機器の老朽化等による取替工事は補助対象外となります。(プラス工事であれば補助対象となります。)また、暖房機器は建物に固定されているものが補助対象となり、移動式の暖房機器は補助対象外となります(脱着式の配線、配管により移動が容易な暖房機器は移動式となります)。

Q27. 温熱環境改善リフォーム工事の「窓の断熱改修工事」について、断熱性能が確認できる書類を提出する必要がありますか？

実績報告時に、改修を行った窓等(1箇所ずつ)の断熱性能が確認できる写真の提出が必要となります。

〈断熱性能が確認できる写真〉

- ① 改修後の窓等の省エネ建材等級表示ラベルの写真(改修後の窓に添付しており、等級が確認できるもの)
- ② 改修後の窓等の製品型番ラベルの写真(改修後の窓に添付してあるもの)

Q28. 平成 28 年度以前に「子育て支援健幸すまいリフォーム助成事業」又は「健幸すまいリフォーム支援事業」(以下「子育て支援健幸すまいリフォーム助成事業等」)の補助金を受けていますが、この事業の補助金を受けることができますか？

平成 29 年度より、本事業は制度を一部改正し「子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業」となりました。平成 28 年以前に「子育て支援健幸すまいリフォーム助成事業等」の補助金を受けていても、本事業による補助金を受給することは可能です。なお、本事業による補助金を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。

また、過去に「空き家活用リフォーム推進事業」「UIJ 支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金を受けている方及び住宅、又は受ける予定の方及び住宅は、本事業による補助金を受けることはできません。